

自然環境保全協定実施要綱

1 目的

この要綱は、自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第26条の規定による自然環境保全協定（以下「協定」という。）を締結するにあたり、必要な事項を定めることにより、大規模に行われる開発に係る自然環境の保全を図ることを目的とする。

2 協定の締結の対象行為等

次の各号に掲げるもののうち、別表1「注目される動植物の基準」に掲げる動植物（以下「貴重な動植物」という。）の生息・生育環境を有する事業地について対象とする。

- | | |
|----------------------|------------------------------|
| (1) 宅地の造成 | 5ヘクタール以上 |
| (2) ゴルフ場の造成 | 5ヘクタール以上 |
| (3) 工場の建設 | 5ヘクタール以上 |
| (4) レジャー施設等の建設 | 5ヘクタール以上 |
| (5) 道路の開設 | 幅員4.5メートル又は
延長1,000メートル以上 |
| (6) その他土地の形質の変更を伴う行為 | 5ヘクタール以上 |

3 協定の内容

開発にあたっては、貴重な動植物の生息・生育環境への影響を回避し、低減することを優先し、必要に応じて代償措置を講ずるものであること。

また、工事中は、これらの環境を適切に維持管理し、工事完了後も保全が図られるよう配慮したものであること。

(1) 影響の回避、低減

ア 貴重な動植物の生息・生育環境については、周辺部を含めて保全すること。

イ 切土及び盛土による土地の形質が最小限となるよう努めること。

ウ 森林を極力残置するとともに、緑地の確保に努めること。

エ 河川、湖沼及び湿地等の多様な動植物の生息・生育環境について、周辺部を含めて保全に努めること。

(2) 代償措置

貴重な動植物の生息・生育環境の現況維持を優先するが、止むを得ない場合においては、当該動植物の生息・生育可能な環境の復元及び必要に応じて個体の移植等による種の保存に努めること。

(3) 工事中の留意事項

ア 保全又は復元した動植物の生息・生育環境については、管理責任者及び管理法を定め、適切な維持管理に努めること。

イ 事業地から排出される排水等によって自然環境を損なわないよう努めること。

ウ 開発に伴う、土砂の崩壊・流出、倒木、出水等による災害の防止に努めること。

(4) 工事完了後の配慮

工事完了後も貴重な動植物の生息・生育環境の保全に努めること。

(5) 協定の期間

協定の期間は、協定を締結した日から(1)から(4)に掲げる措置が確実に履行されるまでとする。

4 協定の締結者

自然環境保全協定書(様式3)は、知事と事業者の間で締結する。

ただし、必要に応じて関係市町村の長(以下「市町村長」という。)を含めた三者で締結できるものとする。

5 協定の締結にあたっての手續

(1) 自然環境概況調査書の提出

ア 事業者は、「土地利用に関する事前指導要綱」、「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」等に基づく協議の結果、知事から自然環境の保全対策を講ずる必要がある旨の意見があった場合においては、「自然環境概況調査書」(様式1)を事業地を所管する環境森林事務所長又は森林管理事務所長(以下「所長」という。)を經由して知事(自然環境課所管。以下同じ。)に3部提出する。

イ この場合において、所長は事業地を区域とする市町村長と協議のうえ、意見を付して進達する。

なお、事業地が二以上の市町村にまたがる場合は、それぞれの市町村長と協議する。

ウ 知事はアの協議の結果、自然環境の保全対策を講ずる必要があると認める場合には、別表3「自然環境保全協定公表要領」に基づき事業の概要を公表する。

(2) 自然環境概況調査書の審査

ア 知事は、「自然環境概況調査書」(様式1)が提出されたときは、事業地の概況を把握するため現地確認を行い、自然環境概況調査書を審査する。

イ 知事は、自然環境概況調査書を審査し、自然環境の現況を把握するための調査(以下「現況調査」という。)の必要があると認めるとき(規模が20ヘクタール未満の事業(栃木県環境影響評価条例施行規則(平成十一年五月三十一日栃木県規則第三十号)別表第1に掲げる普通地域における事業に限る。)にあっては、県が把握する動植物の生息・生育情報から、事業の実施により希少な動植物の生息・生育環境に影響があると認められる相当の理由がある場合に限る。)は、その結果を事業者へ通知する。現況調査の必要がないと認めるときもまた同様とする。

ウ 知事は、事業者へ通知した内容を市町村長へ送付する。

エ 現況調査の必要がある旨の通知を受けた事業者(既に十分な現況調査を実施している事業者は除く。)は、別表2「自然環境現況調査要領」に基づき調査を実施する。

(3) 自然環境保全協議書の提出

ア (2)のイの通知を受けた事業者は、「自然環境保全協議書」(様式2)を所長を經由して知事に3部提出する。

イ 現況調査を実施した事業者は自然環境保全協議書に「自然環境現況調査報告書」を添えて提出する。

ウ この場合において、所長は市町村長と協議のうえ、意見を付して進達する。

(4) 自然環境保全協議書の審査及び協定の実施

ア 知事は、自然環境保全協議書を審査したうえで、保全対策の実施及び協定の締結の必要があると決定するときは、その結果を事業者に通知する。

保全対策の実施及び協定の締結の必要がないと決定するときもまた同様とする。

イ 知事は、事業者へ通知した内容を市町村長へ送付する。

ウ 協定を締結する事業者は、知事と協議のうえ協定を締結する。

エ 知事は、締結した協定の内容を市町村長へ送付する。

オ 知事は、協定の締結後に、別表3「自然環境保全協定公表要領」に基づき協定の概要を公表する。

6 協定の締結後の手続

(1) 事業の着手

事業に着手しようとする事業者は、「着手届出書」(様式4)を所長を経由して知事に2部提出する。

(2) 事業の変更

事業を変更しようとする事業者は、あらかじめ事業の変更内容を記載した「変更届」(様式5)を所長を経由して知事に2部提出する。

(3) 事業の完了等

事業に関する工事が完了したとき、又は事業を中止若しくは廃止又は再開しようとする事業者は、完了等届出書(様式6、様式7、様式8、様式9)を所長を経由して知事に2部提出する。

その他工事完了後に協定に定める保全対策が終了した場合は、協定に定めるところによりその内容を報告する。

7 協定の締結の特例

(1) 2の協定の締結の対象行為等に該当するもののうち、栃木県環境影響評価条例(平成11年栃木県条例第2号)第2条第2項に規定する対象事業にあつては、5の(1)及び(2)の手続きを省略するものとし、同条例第18条第2項に規定する「環境影響評価書」を5の(3)中イの「自然環境現況調査報告書」に読み替える。

(2) 前項以外のもので、5の(1)中アの知事から自然環境の保全対策を講ずる旨の意見があつたとき、既に十分な現況調査を実施中のもの又は完了しているものにあつては、5の(1)及び(2)の手続きを省略するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年11月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3(2021)年3月31日から施行する。